

特命随意契約理由書

482

件 名	千代田区統合型G I Sの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有している区有施設や文化財の所在地をはじめとした様々な地理情報を電子化・統合化し、可視化・分析等を行うためのG I S基盤を構築することにより区内各部署の地理情報が共有され、異なる分野の関連や偏在の状況を可視化でき、これまで以上の課題発掘や的確な対応が可能となり、事業効果を高めることが見込まれる。また、システム構築後には区内に統合型G I Sの利活用ワークグループを設け、活用策の検討をすることで職員の政策形成能力の向上を図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 7 月 25 日付 29 千政 I T 発 0058 号 平成 29 年度開始、平成 30 年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 継続年数 6 年目 評価 業務成績良好なため 4 更新 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」 承認 平成 29 年度にシステムの開発を行い、運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 業務成績は良好なため、令和 6 年度においても引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アジア航測株式会社本社営業部 住 所 東京都新宿区西新宿 6 - 1 4 - 1 新宿グリーンタワービル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,376,000 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

325

件 名	千代田区妊婦支援事業用育児パッケージの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から妊婦面談（ままばあ面談）を実施し、同時に育児パッケージとしてこども商品券を配付する。
選 定 理 由	育児パッケージの配付時期が、妊娠初期から産後までと、個人によって大きく異なり、また流産の場合も対象となる。よって、妊娠期から子育て期向けに特化しつつも、利用者が品物等を幅広く選択できる利便性を有する商品券である必要がある。 下記事業者が発行するこども商品券は、有名百貨店、玩具専門チェーン店、ベビー・子供服ショップなどの全国の加盟店で利用できるほか、タクシー券の用途としても使用することができる。市販されている商品券で唯一、妊娠期から子育て期向けの品物・サービスとの交換に用途を限定しており、本事業の対象として最適である。また、調達にあたっては、発行元である下記業者から直接購入することにより、取扱店よりも安価に購入することが可能となる。 以上の理由により、下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社トイカード 住 所：東京都台東区駒形2-4-11 ヨシクニ駒形ビル8F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,425,000 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区認知症支援サービス推進調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区（以下「区」という。）の認知症施策の進捗と課題についての調査研究を継続し、その結果に基づき、本人主体の認知症ケアの実現に向けた認知症支援サービスの方向性と、人材育成、関係機関の連携推進、認知症に理解ある地域づくりのための方策を明らかにする。
選 定 理 由	1. 認知症支援サービス事業開始 平成 25 年度 構築調査（25・26 年度）推進業務（27 年度） 推進調査業務（28～令和 5 年度） 認知症早期発見事業の開始（平成 25 年度） 仕組みづくり（25・26 年度） 認知症早期発見業務（27～令和 5 年度） 2. 本事業は、区の認知症施策を適切かつ効果的に展開するために、計画、進行、到達状況を調査し、区に助言、指導を行うものである。また、早期発見事業は、認知症高齢者が受援拒否等困難事例化することを防ぐため、適切な対応方法等を調査検証するものである。 下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成 25 年度から上記の業務を受託し、区の事業実施の調査・構築を行ってきた。 3. 令和 6 年度は上記の業務に加え、軽度認知障害（MCI）相当の高齢者等も参加できる新たなプログラム「認知症とともによりよく生きるためのプログラム」開発のための調査研究を行う。これらにかかる適切な助言、指導を行うためには、区の「認知症支援サービス推進業務」の経過を把握し、認知症事業についての研究実績を持っていることが必要である。 4. 契約の目的達成には、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはこれを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが 1 者に限られる。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。

契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 住 所 東京都板橋区栄町35-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	9,764,612 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区文化財保存活用地域計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区内にある様々な歴史・文化資源および周辺環境を含めて把握を行い、長期的な視野に立ち計画的に文化財の保存活用を図るために必要な「千代田区文化財保存活用地域計画（以下、「区地域計画」という。）」の作成を支援する。
選 定 理 由	本業務は、令和2年度にプロポーザルで業者を選定し（令和3年3月1日2千地文振発第442号）、令和3年より3か年実施してきたものである。 当初は、令和5年度で終了の予定だったが、策定委員会や計画認定の主体である文化庁の指導により、追加調査が発生し1年計画を延長して作成業務を行わざるを得なくなった。 令和6年度は、これまでの調査成果を踏まえての素案作成が主たる業務である。円滑に業務を進め令和6年度中に素案を完成させるためには、これまでの計画策定業務での成果を踏まえ、区の歴史文化を深く理解し、また策定に向けた会議の経過を熟知していることが必須である。下記業者は、3年間実際に調査を行い区の歴史文化に精通し、またこれまでの計画策定の経過を熟知している唯一の業者である。また、文化庁や策定委員との良好な関係を築いており、業務の引継ぎも不要であるため、確実かつ迅速に業務を実施することが可能である。 以上により、昨年度の受託者であり、履行状況も良好である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ランドブレイン株式会社 住 所 千代田区平河町一丁目2番10号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,248,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

特命随意契約理由書

312

件 名	千代田区防災行政無線保守点検等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時の正確な情報伝達手段として、小中学校等の区施設・区立公園・民間協力建物等に設置している防災行政無線機器の保守点検・修理等を行う。
選 定 理 由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に保守点検・修理を行わせると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田1-15-13
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4082,100 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

448

件 名	千代田区役所本庁舎休日・夜間受付等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎における休日・夜間等受付業務を行う。
選 定 理 由	本庁舎のPFI事業終了に伴う庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務及び警備保安業務等の個別業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、本庁舎1階の休日・夜間受付業務は、区独自の業務であり、庁舎維持管理業務の共通仕様に包含することができないため、区の個別契約案件となる。 本業務は、共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより、窓口の円滑な保安管理が可能となるほか、休日・夜間の庁舎閉庁時の緊急時に迅速な対応が期待できる。また、警備保安業務の警備員が交代で従事することで、受付事務のノウハウの伝達・維持が可能であり、急な交代であっても同一レベルの要員の確保が容易となる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 住 所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	16,026,435 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

387

件 名	千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎維持管理業務の共通仕様に含まれていない、千代田区独自（千代田図書館の休日清掃等）の清掃等業務を行う。
選 定 理 由	本庁舎のPFI事業終了に伴い、庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、障害者対応などの区民サービスや千代田図書館の休日開館業務は、区独自の業務となることから国との共通仕様に包含することができず、区の個別契約案件となる。 本業務は共通仕様に基づく清掃業務との連携を図ることにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となるほか、緊急時の迅速な対応が期待できる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 新東美装 住 所 東京都世田谷区上用賀4-3-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24,816,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課 庁舎管理係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

388

件 名	千代田区立学校等外国人講師派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立保育園・幼稚園・こども園・小学校における外国語教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資することを目的として、英語を母国語とする外国人講師を来校（園）させ、外国語教育活動の指導にあたらせる。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） （令和3年3月22日付決裁済み2千子指導発第1008号） プロポーザル年度（延長）令和5年度（令和6年度開始） （令和5年12月15日付決裁済み5千子指導発第1606号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続年数 3年目 4. 評価 良好のため 5. 継続4年目であり、令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 ハートコーポレイション 住 所：東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,475,700 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

311

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター電子電話交換機設備保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成 27 年 11 月 6 日に竣工した千代田区立高齢者総合サポートセンターに配備された電子電話交換機について、その機器が適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 高齢者総合サポートセンターの電子電話交換機設備は、下記事業者が設計、配線及び各種設定したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、通信設備の安定性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 電通工業株式会社 住 所 東京都品川区東大井 5-11-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	924,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立図書館システムについて、正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ハードウェア並びにソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対応等保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年 3 月 1 日付 28 千地文振発第 462 号 平成 29 年度構築業務実施） 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 3. 継続年数 7 年 4. 評 価 良好な業務成績のため 5. 更 新 令和 3 年 11 月 17 日付 3 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 本業務は、下記事業者が平成 29 年度に構築、同年度 3 月に運用を開始し、令和 4 年度に更改した情報処理システムの運用・保守に係るものである。 下記事業者の業務成績は良好であり、また、下記事業者以外が本業務を受託した場合、障害発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないため、引き続き令和 6 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,672,720 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立中学校部活動指導業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	専門的で質の高い指導者を配置することによって、生徒にとって魅力ある部活動・学校づくりに寄与するとともに、教員の働き方改革を推進することを目的として、部活動指導員を区立中学校・中等教育学校に來校させ、部活動の指導にあたらせる。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度（令和6年度開始） （令和6年3月6日付決裁済み5千子指導発第1343号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続年数 1年目（初年度） プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：リーフラス株式会社 住 所：東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー17F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	64,218,900 円（消費税を含む）
契約期間	※令和5年度 契約のため、契約金額は支出限度額 令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 5年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,163,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田清掃事務所清掃車整備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
概 要	千代田清掃事務所で所有・賃借する直営清掃車両を維持管理するため、必要となる定期点検整備・法定点検整備・車検・緊急時対応等の業務を委託する。
選 定 理 由	1. 本業務委託に必要な条件 (1) 清掃車両は東京二十三区清掃協議会「作業用自動車の架装基準等を定める要綱」に基づき、「廃棄物を収集運搬する作業用自動車の架装基準等」が定められており、本内容について精通していること。 (2) 車体と架装における点検整備を同時に行えること。 (3) 全ての架装メーカーの点検整備ができ、架装の点検整備の信頼性を確保するため、各架装メーカーの指定サービス工場等に認定されていること。 (4) 業務中に発生する車両故障や事故等の緊急時における体制が整っているとともに、緊急性に対応できるため、都内に整備工場を有していること。 2. 指定理由 下記事業者は、二十三区自動車整備協力会会員であることから、二十三区の清掃車両整備技術情報を絶えず収集しており、「架装基準等」に精通している。 また、区での使用が想定される車両にかかる全ての架装メーカー（3者）の指定サービス工場等に認定されているとともに、車体及び架装における点検整備が同時に行える。 本契約の目的を達成するためには、上記の複数の条件を満たすことが必要であるが、個々の条件についてはそれを満たす者が複数存在するものの、全ての条件を満たす者は当該1者に特定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 東輝自動車株式会社 住 所 東京都江戸川区篠崎町五丁目10番20号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,422,566 円（消費税を含む）
契約 期 間	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田保健所中和排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所庁舎内の設備管理
選 定 理 由	下記業者は、保健所排水の水質、水量及び排出サイクルに基づいて本件装置を設計・施工した業者である。 当該機器には、水質のpH 値を一定にするための調整用ソフトが組み込まれている。このソフトの調整は、保守点検の時に行うことになるが、調整のノウハウは設計施工業者である下記業者以外には有しておらず、設計施工業者にしかできない業務である。 また、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アーパス技研工業株式会社 住 所 中央区日本橋小舟町4-4 アーパス第1ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,016,400 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

524

特命随意契約理由書

件 名	千代田幼稚園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 5 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和4年9月15日「指名業者選定委員会」承認 6. 評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,199,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

472

件 名	千鳥ヶ淵緑道の警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	桜の開花の遅れに伴い、さくらまつり期間延長となり、観光協会の警備は4月7日まで延長するが、現時点の桜開花の予報では、4月8日以降も満開で多くの人が訪れる可能性がある。 千鳥ヶ淵緑道周辺の安全な歩行者動線の確保や緑道混雑時の入場整理ができるよう、警備業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、千鳥ヶ淵公園警備及び観桜期パトロール業務の委託先である。 千鳥ヶ淵緑道の警備業務は、周辺の警備業務と密接に関連する業務である。会場全体での人員・情報の連携が不可欠なため、一体的に警備業務をさせることにより経費の削減が確保できる等有利と認められる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ミトモコーポレーション 所在地 東京都新宿区榎町33番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,976,590 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年4月12日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

428

件 名	占用総合管理システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	占用総合管理システムを正常に運用するため、システム保守管理業務を委託する。
選 定 理 由	占用総合管理システムは、平成 26 年度に下記業者が開発した情報処理システムである。システムを安定的に稼働していく上で既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明、故障修理など対処が困難となるなど、業務履行に著しく支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヤチホ 住 所 新宿区市谷本村町 3 番 22 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,222,320 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

163

件 名	船舶中継ごみ荷均し業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所に集められた不燃ごみをはしけに積む際に、安全な船舶輸送を行うためごみを均し、散乱防止用のシートをはしけ上面に掛ける。
選 定 理 由	船舶による廃棄物の請負契約に関する事務（以下、「船舶請負事務」という）は、東京二十三区清掃協議会が行っている。本業務は、船舶請負事務と密接に関連する付帯的事務である。 令和5年度の船舶請負事務は、下記業者が受託する。 これにより、契約の相手方が特定されるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中島運輸株式会社 住 所 東京都江東区新砂3-11-22
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,503,750 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	粗大ごみの収集に伴う車両の雇い上げ並びに資源回収運搬等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	粗大ごみの収集に伴う車両の雇い上げ並びに資源（その他の紙類及びプラスチック製容器包装及びプラスチック製品類）の回収と千代田区指定の処理施設への運搬業務
選 定 理 由	平成17年11月10日付で、特別区長会、社団法人東京環境保全協会、東京都環境局の三者により「平成18年度以降、資源及び粗大ごみの収集・運搬に関して、新たに各区で契約を行う場合は、雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体を相手方とする」確認書を取り交わしている。 下記業者は、区内で唯一雇上会社から構成された団体であり、特別区のうち20区から、「資源物処理・廃棄物処理業務」の委託及び「粗大ごみ収集・運搬業務」の委託を受けており、業務を実施するに当たって十分な技術と経験を有している。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都環境衛生事業協同組合 千代田区支部 住 所 千代田区九段北1-6-4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	270,198,621 ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	粗大ごみ申告受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民が日常生活に伴って排出する粗大ごみ処理の申告について、粗大ごみ受付センターを開設する。電話及びインターネットによる受付を行い、受託者で構築したクライアント・サーバー方式によるネットワーク構成下において、リアルタイムに集約された申告受付データの区への提供を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年4月1日付4千環千清発第561号) 2 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3 継続年数 3年 業務成績も良好なため、プロポーザル方式により選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTT ネクシア 住 所 北海道札幌市中央区大通西 14-7
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,191,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

292

件 名	総合窓口の一部事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本庁舎総合案内業務・総合窓口課ハイカウンター業務・本庁舎代表電話及びコールセンター業務・区民相談室等運営業務を一括して委託する。
選 定 理 由	1.プロポーザル年度：令和3年度 (令和3年10月29日日付3千地総窓発245号 令和4年度開始) 2.該当：千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3.継続年数：3年 4.評価：良好な成績のため 以上のことから、令和6年度においてもプロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社パソナ 住 所 港区南青山三丁目1番30号 PASONA SQUARE
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	203,445,000 ※総額を契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、『住みやすいまち、居心地のよいまち』をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整える」ことを目標とする施策の支援策の1つとして、以下のような取組みを行う。 (1) 持続可能な地縁コミュニティ構築支援 (2) マンション住民等のコミュニティ参加の活性化「マンションコミュニティ・ゼミ」 (3) 区内活動団体交流イベント（ちよだコミュニティラボライブ!） (4) 広報紙・ホームページ・SNS・動画配信等による区内のコミュニティ活動、イベントの情報発信の強化 (5) 地域でのコミュニティ活動に関する相談・支援全般
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始） （平成29年3月29日付決裁 28千地コ総発第297号） 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月24日付決裁 3千地コ総発第211号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 3年目 4 評価 良好 ・ 地域コミュニティ活動におけるデジタル推進のための他市の運用事例の紹介や実践者との意見交換会等を実施、オンラインで区の歴史に関する対話を行うなどの、地域密着のイベント提案や実践を行うなど、デジタルを手段のなかのひとつとして、将来の地域コミュニティのあり方に対しても十分に活かせるようノウハウを存分に発揮しており、引続き5年度は地域町会の横のつながりを生みながら、コミュニティ活動のあり方を住民主体で取り組む企画、今年度後半から地元発の活動支援について、プロジェクトを絞りながら伴走支援し大きくしていく企画等、企画・実践支援が大いに期待できる。
契約の相手方	名 称 株式会社エンパブリック 住 所 東京都文京区弥生二丁目12番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,245,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

357

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。 1 区内医療機関で、回復期リハビリテーション施設基準を満たしていること。 2 介護保険の通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションを実施していること。 3 リハビリテーション専門医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を確保していること。 下記事業者は、「高齢者総合サポートセンターと九段坂病院の合築整備事業に関する運営協定書」を締結しており、サポートセンターの機能確保及び地域医療向上のため、区の在宅ケア（医療）の拠点として役割を担う他、各拠点の事業運営に協力している。契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名： 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院 所在地： 東京都千代田区九段南1-6-12
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	660,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

317

件 名	地域医療・介護サービス資源情報システム保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 地域医療・介護サービス資源情報システムの運用、保守 (2) 掲載対象機関への調査業務（一斉郵送調査） (3) 関係者向けサイトユーザー登録依頼書発送業務 (4) その他付帯業務
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年9月15日付29千保在支発第179号) 平成29年9月30日開始 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 7年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和3年10月21日付3千指業委第8号「指名業者選定委員会」承認 5年延長 令和6年度で更新3年目であり評価は良好なため、令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿2-1-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,276,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地方税電子申告審査システム・国税連携システムの運用・保守業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地方税電子申告受付及び年金からの特別徴収事務に必須の審査システムと、所得税の電子データを受領するために必須の国税連携システムには、税の申告等データが毎日送信され、取り扱う個人情報にきわめて高い機密性が要求される。また、当該システムは LGWAN 回線を使用し認定委託事業者のサーバーを経由して地方共同法人地方税共同機構(以下、「機構」という。)とデータを接受するシステムであることから、委託先事業者は機構の認定する認定委託先事業者に限られている。この認定委託先事業者に運用・保守を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 令和5年度 2. 継続年数 2年目 下記業者は認定委託先事業者であり、見積競争に基づき令和5年12月から千代田区の運用・保守業務を行っている(5千地稅務発第134号。契約番号5791号)。初期設定及びセキュリティ対策を講じている当該業者以外の業者では、適切なデータ接受に基づく税の賦課決定に支障が生じるだけでなく、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の目的を達成できない。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	950,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

394

件 名	地方連携による再生可能エネルギー供給構築等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「2050 ゼロカーボンちよだ」実現に向け、区内事業者及び区民の再生可能エネルギーの利用促進を図るため、地方連携を主体とした区外の再エネ発電施設等で発電した再生可能エネルギーの区内への供給を実施し、更なる供給拡大のため、新たな再エネ発電施設等の確保及び新規施設整備等を含めた効果的かつ実現性の高い再生可能エネルギーの供給に向けた検討を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年3月31日付3千環環政発第372号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 3年 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。 4 評価 良好な業務成績のため 令和5年度の業務成績も良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社まち未来製作所 住 所 神奈川県横浜市中区海岸通4-17 東信ビル6F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,066,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

256

件 名	中小企業向け補助金活用等促進業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	助成金・補助金自動診断システム（以下「システム」という。）について、引き続き利用できる状態を保つことで、区内中小企業者等が事業実行に当たり、様々な補助金等を活用することを促し、もって区内商工業の発展に資することを目的とする。
選 定 理 由	現在利用しているシステムは、下記事業者独自のシステムであり、業務を履行できる唯一の事業者であることから、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ライトアップ 住 所 東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号 渋谷クロスタワー32F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	660,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

563

件 名	庁内設置用キオスク端末の保守他業務（富士見、神保町、神田公園および和泉橋出張所分）
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	キオスク端末を常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの運用においては、機器のメーカーである下記事業者がデータセンターを設置し、国、区と相互にデータ通信を行う。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 上記理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当 住 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,681,020 円（消費税を含む） ※総額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	庁内設置用キオスク端末の保守他業務（総合窓口課、麴町および万世橋出張所分）
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	キオスク端末を常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの運用においては、機器のメーカーである下記事業者が新データーセンターを設置し、国、区と相互にデータ通信を行う。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 上記理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当 住 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,539,200 ※令和6年度契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	定期報告に係る電子データ化等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	定期報告書受付印押印、電子化及びデータ入力
選 定 理 由	国や地方公共団体等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めなければならない。 区では、障害者優先調達推進法第 9 条の規定に基づき、「平成 30 年度千代田区における障害就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するように努めている。また、その調達に際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとしている。 下記事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設を有し、東京都知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者である。 以上の理由により、下記事業者を特命随意契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 日本キリスト教奉仕団 東京都板橋福祉工場 住 所 東京都板橋区高島平 9-42-7
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,123,320 円（消費税を含む） ※ 又は契約のため、契約金額は未定
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

224

件 名	転倒骨折予防・栄養改善教室業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	65 歳以上の区民のうち、運動器の機能が低下している者又はそのおそれのある者及び区が必要と認めた者を対象に、筋力向上プログラムを実施し、運動器機能の向上、生活機能の改善を図る支援を行う。また、参加者が教室終了後も自主的に運動を続け、継続的に介護予防に取り組めるよう促す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 5 年 2 月 21 日 4 千保在支発第 673 号 (令和 5 年度開始)) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 2 年目 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部 所 在 地 : 東京都中央区新川 1-21-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,076,000 円 (非課税)
委 託 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	電子決裁・共通基盤システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全庁LAN用端末から電子決裁・共通基盤システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） （平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 18 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 3 回目、通算 18 年目であり、その業務評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社RKKCS 住 所 熊本市西区春日 3 丁目 15-60 J R熊本白川ビル 11 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,178,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

321

件 名	都営四番町第2アパート高齢者住宅ほか2住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、ジロール麹町及びジロール神田佐久間町の運営法人であり、小規模特別養護老人ホームやグループホームを運営している。 本業務の対象となる3高齢者住宅（都営四番町第2アパート、区営富士見、区営神保町）は、それぞれジロール麹町やジロール神田佐久間町からの支援を受けやすい立地にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 新生寿会 住 所 岡山県井原市木之子町 2416 番地 1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13948,352 円（消費税を含む） 総価（実費分を含む）契約のため、契約金額は天引明細額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

361

件 名	都市計画情報提供システム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
概 要	本業務は、千代田区内の都市計画に関する情報を公開している都市計画情報サイトのサービス維持するために、最新のシステムへ改修するものである。 あわせて、都市計画に関する更なる情報発信と新たなサービス展開を目的とした、都市計画情報サイトの修正と必要データの作成を実施する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 28 年度 下記業者は、本システムの開発業者である。システムの改修業務を実施するにあたり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 E S R I ジャパン株式会社 住 所 〒102-0093 千代田区平河町 2 - 7 - 1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,954,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

356

件 名	投票用紙自動交付機の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	投票用紙を1枚ずつ正確かつ迅速に選挙人に交付するために、投票用紙自動交付機を購入する。
選 定 理 由	投票用紙を1枚ずつ正確かつ迅速に選挙人に交付し、適切な選挙運営を行うためには、下記の条件を満たす投票用紙自動交付機が必要となる。 (1) 投票用紙を識別し、他の選挙の投票用紙を誤交付しない機能(カラーセンサー機能) (2) 投票終了後、電源スイッチを切っても投票用紙が機内に残っていた場合に、投票用紙を強制排出する「取り忘れ防止機能」 (3) 給紙部に積載された投票用紙の給紙ミスを効果的に防止する機能 上記の条件について全ての条件を満たす製品を販売する業者は下記業者に限定される。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ムサシ 東京第一支店 住所 東京都中央区銀座8丁目20番36号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,852,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年5月31日
担 当 課	選挙管理委員会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

143

件 名	東京23区廃棄物情報管理システム機器の保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京23区共通のデータベースシステムである、廃棄物情報管理システム機器とシステムの保守管理業務
選 定 理 由	東京23区廃棄物情報管理システムは、東京二十三区清掃一部事務組合が日本電気株式会社(NEC)に委託し開発を行い、各区・各清掃事務所、清掃工場等をネットワークで結ぶシステムである。 システム機器はNEC社の製品であり、機器及び経費についても千代田区を含む23区で構成された、東京23区廃棄物情報管理システム推進委員会にて決定している。 責任区分の明確化や、故障発生時の原因究明・故障修理など、円滑な対処等を確保するため、平成22年度の導入以来、当該システムと密接不可分の関係にあるNECを契約の相手方としてきた。 令和5年度以降、本業務がNECから下記事業者へ移管されたが、上記目的を果たすためには、指定の事業移管先を契約の相手方とすることが、最も望ましいと考える。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NECプラットフォームズ株式会社 東京支社 住 所 東京都千代田区神田司町二丁目3番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,408,704 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

479

件 名	東京電子自治体共同運営電子申請サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請サービスを利用し、区民からの申請のうちの一部を電子申請により実施する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 16 年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。 2. 受託業者 富士通㈱が選定され、業務を行っている。 3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士通 Japan 株式会社 東京公共ビジネス統括部 住 所 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,634,884 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請・電子調達サービスを利用し、区の契約のうちの一部を電子調達により実施する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成16年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。 2. 受託業者 平成16年度、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 平成19年度、東日本電信電話(株) 平成22年度、日本電気(株)が選定され、業務を行っている。 3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本電気株式会社 首都圏支社 住 所 東京都港区芝五丁目7番1号 NEC本社ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,067,698 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

203

件 名	特定建築物定期調査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく、特定建築物定期調査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	定期報告制度の予備審査等の体制は、昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき整備されてきた。 当該法人は、各都道府県の区域ごとに、特定建築物定期調査報告代行業務の受託等をおこなう団体として設立された法人であり、平成 10 年 7 月に設立されて以来、区の指導・協議のもと本業務を行っている。現在のところ、この団体以外に当該業務を行う団体は存在しない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ ※ ※ ※ ※ ※ 1,357,950 円 (消費税を含む) ※ ※ ※ ※ ※ ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別区民税・都民税にかかる課税資料整理等業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区民税・都民税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、公的年金等支払報告書の入力および資料整理、確定申告書の検索および確認補筆、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月15日付5千地稅務發第654号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 第6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士ソフトサービスビューロ株式会社 住 所 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,150,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

362

件 名	内幸町広場清掃作業（第705号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	内幸町広場の適正な清掃維持管理を行う。
選 定 理 由	当広場は、内幸町ホールの屋上部分に立地している。内幸町ホールは、指定管理業者(株)コンベンションリンケージが管理し、内幸町広場は、道路公園課で管理している。 ホールと広場は一体の施設であり、広場清掃業務はホール清掃業務と密接に関連した付随的業務であるため、清掃については同一業者が行うことが効率的である。 このため、内幸町ホールの指定管理業者から清掃業務を受託しているものに広場の清掃業務を委託するものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：株式会社 セイビ 住 所：中央区日本橋人形町3-3-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,082,425 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日よけ設備の設置・保管業務（麴町保育園・神田保育園・西神田保育園・ふじみこども園）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども施設に日よけ設備を設置することで、熱中症予防及び夏季の暑熱対策を実施する。
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に実施した「日よけ設備の設置業務」および令和5年度に実施した「日よけ設備の設置業務」において製作した日よけ設備を各園に所定の期間設置するものである。令和4年度以降の業務においても下記業者が受託者であり、製作した区保有の日よけ設備を保管しているため本業務を実施できる唯一の業者である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ロスフィー 東京支店 住 所 東京都八王子市八日町 3-1-1201
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,795,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日比谷図書文化館文化財事務室ホームページ保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	日比谷図書文化館文化財事務室では平成 23 年以来、独自にホームページを運用し、職員自身がコンテンツを作成・更新する体制をとってきた。しかし、担当者によって操作スキルに差があることや、デザインの統一性が維持されていないことなどから、情報の発信力が低い点が課題となっていた。以上の状況を踏まえ、令和 4 年度にはコンテンツ・マネジメント・システム (CMS) を採用し、区の文化財保護・活用という行政の責務を効果的に体现し、情報を広く公開するためにサイトの再構築を行った。 本業務では、令和 4 年度に構築したサイトの保守・運用に関する業務全般を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度 ※令和 4 年 3 月 18 日 3 千地文振発第 521 号 令和 4 年度開始 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3 継続年数 3 年 4 評価 良好な業務成績のため 現在サイトを構築している CMS は、下記事業者が開発したものである。また、継続 3 年目であり、業務成績は良好なため、令和 6 年度においても、引き続き下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スマートバリュー クラウドイノベーション Division 住 所 大阪府大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号 京阪神御堂筋ビル 14 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,293,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

254

件 名	飯田橋車庫車庫棟排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	飯田橋車庫車庫棟排水処理槽において、1ヶ月に2回、技術者による機械・電気設備等の処理能力管理を実施する。 また、水質管理・薬剤等の補給業務を実施する。
選 定 理 由	下記業者は、飯田橋車庫の車庫棟給排水処理設備を製造、設置した当初業者の廃業に伴い本案件に関する事業の移管を受けた事業者であり、専門的な知識と経験（MLSS濃度を高く維持するには、排水の流入状況・水温の変動・汚泥発生状況等を観察し、攪拌空気量や循環汚泥を適切に調整する専門的な技術が必要である）を有し、機器の構造にも熟知しているため、適切な維持管理が可能である。また、機器、設備等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）は、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 ※ MLSS (Mixed liquor suspended solid) 活性汚泥法における曝気槽内の活性汚泥量をmg/リットルで表し、活性汚泥浮遊物質と言う。曝気槽の浄化能力を維持するために、量を適正に保つ必要があるもので、通常、3000～6000mg/リットルで管理されている。
契約の相手方	名 称 株式会社クオードコーポレーション 東京支社 住 所 中央区八丁堀三丁目25番9号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,640,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

275

件 名	番町小学校・幼稚園整備計画の基礎調査支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校・幼稚園は築 50 年以上が経過し、校・園舎等の機能更新を検討する時期を迎えている。よって、整備に向けた今後の検討及び施設整備方針や整備計画の策定を効果的かつ効率的に進めるために、現況把握等の基礎調査を実施するものである。
選 定 理 由	本件は、番町小学校・幼稚園の整備計画策定にかかる基礎調査を行うものである。 下記事業者は、令和 5 年度入札手続きにより本業務を受託した業者であり、これまでの調査結果を踏まえた継続した調査を実施できる唯一の業者である。以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 自都園本社 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,340,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	番町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,497,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	番町小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	番町小学校には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本保育サービス 住 所 東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 5F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,165,250 円 (消費税を含む) ※総額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

319

件 名	非常災害警戒勤務者の宿泊
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	年間を通じて、警戒勤務にふさわしい場所を確保する。
選 定 理 由	本施設は、警戒勤務者が常時待機し、災害発生時には災害対策・危機管理課へ直ちに参集しなければならないため、区本庁舎から徒歩圏内でもっとも近隣の施設である。その要件を満たしさらに、施設内容として、以下の条件を満たしている唯一の施設である。 ①耐震性に優れている施設で室内環境が整っている。 ②消防法に基づき施設に指摘・改善命令等がない。 ③インターネット、WI-FI が無料で使用可能である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 京王プレッソイン 京王プレッソイン東京九段下 住 所 東京都千代田区九段北1-7-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 1,469,930 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

352

件 名	富士見出張所・区民館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所・区民館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本出張所・区民館は、平成13年5月から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 富士保安警備 住 所 墨田区両国2-16-5
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	660,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

228

件 名	風力・太陽光発電設備定期点検保守業務（第 812 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド内に設置されている、風力・太陽光発電設備を良好に維持するために点検を行う。
選 定 理 由	1. 設置 平成 21 年度 2. 本設備は、下記業者 2 社が製造・設置したものである。 ① 風力・太陽光発電設備 2kw・・・エネルギープロダクト㈱ ② 風力・太陽光発電設備 200w・・・シグナス（現㈱WIND-SMILE） 3. 設備の維持管理業務については、製造・設置業者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 4. ㈱WIND-SMILE が、事業撤退により保守を継続することが出来なくなった。2kw 機の製造メーカーの下記業者は、設備内容が同様の 200 w 機の保守も可能であることから、同一契約とすることで経費の削減を図ることが可能である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： エネルギープロダクト株式会社 住 所： 千代田区飯田橋 1 丁目 3-2 曙杉館 8F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,344,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

251

件 名	文書管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全端末から文書管理システムが正常に利用できるように運用保守を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度 (平成 19 年度開始) (平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 18 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 3 回目であり、評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTTデータ・アイ 住 所 新宿区揚場町 1-18
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,910,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

429

件 名	保育園・こども園寝具等のクリーニング
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品・委託) その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園・こども園で使用している寝具等についてクリーニングを実施し、寝具等の衛生管理を行う。
選 定 理 由	本業務は、保育園・こども園で使用している寝具等についてクリーニングを実施し、寝具等の衛生管理を行うものである。 令和6年度の業務について、入札1回目では参加希望者なしのため打ち切り、入札2回目では指名業者の辞退により不調となった。本業務は4月からの履行が必要であるが、3回目の入札を行った場合、4月からの履行が困難であるため、入札を2回行った際の仕様内容を変更し、履行できる事業者を探したところ、下記業者が本業務を実施できる唯一の事業者であった。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アースサポート株式会社 住 所 東京都渋谷区本町1-4-14
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 961,312 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和6年4月30日
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保育園入園選考システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園入園選考システムが正常に稼働するよう、運用と保守を行う。
選 定 理 由	システム導入年度 令和2年度 保育園入園選考システムは、下記事業者が、開発したものである。 保育園入園選考システムに関する保守・運用サポート業務であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由より、下記業者を契約相手方に指定することとする。
契約の相手方	名 称 株式会社両備システムズ 住 所 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,452,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

492

件 名	保育施設従事者向け研修動画の制作及び配信業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	多くの保育施設関係者が、時間や場所を問わず多彩なテーマの研修を受講することができるよう、千代田区内の保育・教育関連企業と連携して、映像研修を新たに導入する。より多くの保育者が、様々な段階に応じた保育技術や知識を深めていくことで、保育現場で働く職員の専門性と資質向上を図り、より質の高い保育の提供につなげる。同時に、集合研修によらない形で研修を受講することができ、かつ、ペーパーレスの研修体系を実現させることで、DX推進を図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年1月15日付5千子子支発1076号 令和5年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第1号 3 継続年数 2年 4 評 価 業務成績は良好なため令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：株式会社保育のデザイン研究所 所 在 地：神奈川県藤沢市朝日町10-7 森谷産業旭ビル4階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,667,246 円
委 託 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども支援課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

269

件 名	保護者向け連絡配信システム運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区教育委員会及び千代田区立学校園・児童福祉施設と保護者等との連絡手段の一つとして活用するため構築したシステムについて、運用及び保守等を行う。
選 定 理 由	連絡配信システムは、従来のシステム運用事業者によるメールテキスト配信業務終了を受け、令和2年度に①教員の働き方改革を踏まえ、保護者からの欠席・遅刻連絡機能があることや電子ファイルが添付可能なこと、②保護者の連絡手段の多様化を踏まえ、アプリによる配信が可能なこと、③従来のシステム運用時と同様の個人情報収集内容であることから、特命随意契約により下記事業者のシステムを採用し、令和3年度から運用を行っている。 同事業者の運用システムについては、導入後に問題なく運用できしており、また、毎年度の事業者変更は保護者をはじめ学校・児童福祉施設職員の負担を招くことが想定される。 このことから、下記の事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 バイザー株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,254,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	千代田区教育委員会事務局 子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

310

件 名	放課後子どもプラン「放課後子ども教室（学び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始）（令和2年2月5日付 31 千子児家発第 940 号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 5年 4 評価が良好なため。 5 更新 令和4年10月20日指名業者選定委員会 承認 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社神田外語マネジメント・サービス 住所 東京都千代田区内神田 2-13-9
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,264,000 円（消費税を含む） ※ 従価率制契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、令和5年度に実施した「認知症早期発見事業」の訪問調査等により発見された認知症の疑われる区民に対し、訪問調査を行った調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 DASC 研修会等に参加し、その技術を身に付けていること。 2 成人・高齢者の訪問看護実績があること 3 千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4 区内全域への派遣ができること。 5 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 なお、下記業者は令和5年度の「訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務」を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ACTIVE CARE AGENCY アクア訪問看護ステーション 住 所 千代田区神田司町2-17-6 新商神田ビル5F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	605,000 ※総額単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

204

件 名	防火設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく、防火設備定期報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、建築基準法改正に伴い平成 28 年 6 月に「防火設備定期検査報告」制度が新設された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、防火設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,157,050 ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

252

件 名	万世橋出張所・区民館 植栽維持管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	万世橋出張所・区民館の建物・敷地内緑化等の緑化のために設けた植栽の剪定・刈込、病虫害防除、除草、施肥等（以下「植栽作業」という。）の管理を行う。
選 定 理 由	下記事業者は、建物・敷地内の植栽に際して、区民館の建設当時に建築、設備業者とともに地上部の植栽及び区民館2・3階部分の人工地盤における自動灌水装置の設置、植栽を行った「内山緑地建設㈱」の関連子会社で、植栽の管理を担当している業者であることから、植栽作業のみならず、自動灌水装置に問題が生じた場合でも、建物の構造・システム設備等にも通じており、植栽の維持管理業務を円滑に行うことができることから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京グリーンサービス株式会社 住 所 中央区八丁堀二丁目8番2号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	836,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日 まで
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

3/8

件 名	万世橋出張所・区民館 総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所万世橋出張所・区民館における安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合管理を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 5 年度当初案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 5 年度の業績成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士建物管理株式会社 東京支店 住 所 千代田区岩本町三丁目 2 番 2 号 千代田岩本ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	37,958,800 円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。